

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2001.12.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市基幹型在宅介護支援センター

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

## 第13号

## ケアマネジメント学会の設立について

日本ケアマネジメント学会 副理事長 前沢 政次  
(北海道大学医学部附属病院総合診療部教授)

昨年度の後半、突然二つの委員会の責任者を依頼されました。ひとつは全国社会福祉協議会「身体介護を実施する際の医療機関との連携に関する調査研究委員会」であり、もうひとつは厚生省老人保険局「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方研究委員会」でした。どちらも難問で容易に解決できるものではありません。特に前者は「ヘルパーの医療行為」ということで議論百出でした。

ただ後者は一歩ずつ進めることが可能で、実務研修、現任研修、専門研修などと各ケアマネージャーの実力に応じた研修カリキュラムを組むことで、本年度もさらに詳細を議論していく予定です。委員間の議論の中で、いつまでも国任せ、都道府県任せの研修ではなく、ケアマネージャーの調整能力を一層高めていけるような指導者の養成、しいてはそれを支える学問的努力をしていく組織も必要ということになりました。

そして医療にも福祉にも偏らず、共通認識をもって、共同の準備作業をという話になり、福祉職から橋本泰子さん、看護職から島内節さん、そして医療職から私が参加して学会組織づくりの基礎固めを始めました。2月から準備を始めて7月に設立総会を開くという早業でした。

ケアマネジメントの必要性については従来から議論されてきました。ケースマネジメントやケアコーディネーションとの用語の異同も論じられました。介護保険制度の準備段階でケアマネジメントという

言葉に統一し、その内容の充実をはかるように努力してきたのですが、実務を担うケアマネージャーに関しては多くの方々が資格をとられたものの、理念と方法論が十分に練られてはきませんでした。

本学会では介護保険における高齢者ケアの領域でどのように実践するかが緊急の課題ではありますが、ケアマネジメントの活用はこれに限定されるものではありません。障害者の領域、精神に障害を持つ方々の領域にまで拡大されるべき課題です。さらに要援護者個人と地域のサービス資源を調整する仕事から、ケアシステムへのアプローチ、さらには地域づくりまで拡大されなければ本来の役割を果たすことができません。

今後は第一線における実践を踏まえつつ、幅広い人材の英知を結集して、わが国に適したケアマネジメントを理論化、体系化することより、よりすぐれた実践の指針を国内外に示していく必要があります。

このような状況から、学際的な研究の推進、国際的研究交流活動の推進、技術の教育、相互研鑽、社会啓発活動などを通して質の高いケアマネジメントを実現し、支援を必要とする人々の生活の質を高め、豊かな地域社会の創造に資することを目的として「日本ケアマネジメント学会」を設立いたしました。

皆様の積極的なご参加を期待しています。3月には札幌市で当学会主催のシンポジウムも予定しております。

## 札幌市からの情報提供

札幌市では、平成12年7月に居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の活動状況について調査を行いました。調査結果から、制度混乱期の中で利用者の希望に添ったケアプランを作成した介護支援専門員の活躍ぶりがかがわれました。

現在の介護支援専門員の活動状況については、次期介護保険計画策定のための「居宅介護支援事業者調査」の中で

調査を行っています。調査票については、返送期限が過ぎています。介護支援専門員の支援策を考える資料となることから、100%回収を目指しています。お手元に調査票がまだありましたら速やかに返送をしてください。

なお、結果がまとまりましたら、介護支援専門員のみならずにもお知らせいたします。

説明会のお知らせ

平成14年1月1日より、訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度基準額の一本化が実施されます。利用者への支援をしていただくために、居宅介護支援事業者を対象として説明会を開催いたします。

具体的な質問がありましたら、説明会で回答しますので、FAXを送ってください。

日時:12月11日(火) 18:30~20:30

会場:札幌市医師会館 5階会議室

内容:支給限度基準額の本化について  
介護報酬請求書の記載誤り等について

※会場の都合により、各事業者1人の参加をお願いいたします。

※質問送付先 介護保険課 佐々木  
FAX 218-5187

## 介護保険の支給限度基準額の本化について

平成12年11月16日の全国介護保険担当課長会議などで方針が示され、準備を進めていた訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度基準額の本化が、平成14年1

月からいよいよ適用されます。

その概要は以下のとおりですので、今一度ご確認をお願いいたします。

### 1 実施時期

平成14年1月1日から適用になります。

訪問通所区分と短期入所区分は平成13年12月31日で廃止され、居宅サービス区分に一本化されます。

短期入所区分の限度日数は12月中に使い切ることも不可能ではありませんが、介護サービス利用は週単位で標準化し、偏った利用は運営基準上してはならないこととされていますので、12月分のサービス利用はいままでと変わるところがありません。

### 2 制度改正の趣旨

- (1)一本化により、支給限度額内のサービス利用の選択性・利便性を高める。
- (2)支給限度額の管理方法を簡素化して、わかりやすくする。
- (3)振替特例措置(原則として償還払い)を認めている制度的に現物給付化することで、利用手続きを簡素化して、利用しやすくする。

### 3 主な改正内容

(1)訪問通所サービスと短期入所サービスを統合した区

分(居宅サービス)とし、限度額管理期間を月単位(暦月)とする。

サービス種類	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<b>訪問通所サービス区分</b> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	6,150単位 /月	16,580単位 /月	19,480単位 /月	26,750単位 /月	30,600単位 /月	35,830単位 /月
<b>短期入所サービス区分</b> 短期入所生活介護 短期入所療養介護	7日/6月	14日/6月	14日/6月	21日/6月	21日/6月	42日/6月



<b>居宅サービス区分</b> 上記の9サービス ※緊急時施設療養費と特定診療費を除く。	6,150単位 /月	16,580単位 /月	19,480単位 /月	26,750単位 /月	30,600単位 /月	35,830単位 /月
---	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

- (2) 限度額管理の方法は、サービスの単位数による方法に統一する。
- (3) 支給限度額の水準は、現行の訪問通所サービス支給限度額で既に各月の標準的な短期入所サービスの利用を見込んでいることから、現行の訪問通所サービスの支給限度額とする。  
ただし、短期入所療養介護に特有な出来高的医療部分である緊急時施設療養費及び特定診療費については、支給限度額管理の対象外の費用とする。
- (4) 短期入所次期拡大措置については、支給限度額を短期入所サービスを含めて月単位に統合することを踏まえ、廃止する。
- (5) 短期入所特例振替措置についても、振り替え元と振り替え先の区分がなくなることに伴い、平成14年1月利用分から運用を停止する。(平成13年12月分までは、平成14年1月以降も償還申請が可能。)
- 、施設入所と変わらない短期入所の利用を防止するとともに、他の利用者の短期入所サービスの利用を確保するために、短期入所サービスの連続した利用は、30日間までを報酬算定の限度とする。(13年1月実施済)
- (7) 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サ

ービスは在宅生活を継続していく上で利用するサービスであることを踏まえ、居宅介護支援事業者の運営基準上介護支援専門員のケアプラン作成に当たって、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間の概ね半数を越えないようにするといった目安を設ける。(例えば、認定有効期間が6月間であれば、短期入所サービス利用日数が合計で3月間(90日程度)を超えないということです。)(13年1月実施済)

(8) 認定有効期間中に要介護度に変更された場合、変更月は、重い方の要介護度に応じた支給限度額が適用される。(現行の訪問通所と同様。)

以上が主なポイントですが、平成14年1月利用分からケアプランに係わる各種様式が新しいものとなりますので、ご注意ください。

また、平成13年12月から数ヶ月間は新旧両様式の被保険者証が混在しますが、被保険者証をよく確認し、サービスの利用月に応じて(平成13年12月以前か平成14年1月以降か)、支給限度額の管理を適切に行なうようご協力をお願いいたします。

## 札幌市徘徊痴呆性高齢者 SOS ネットワークシステムについて

「札幌市徘徊痴呆性高齢者SOSネットワークシステム」は、札幌市と北海道警察が主体となり、消防署やタクシー・JR・市バス等の公共交通機関、郵便局のほか、ラジオ局などの協力を得て行方不明者を検索するものです。

また、見つかったお年寄りの家族が迎えに来るまでの間や、連絡先が分からない場合などは、市内の特別養護老人ホームでショートステイ利用者として24時間体制で受け入れることとしています。

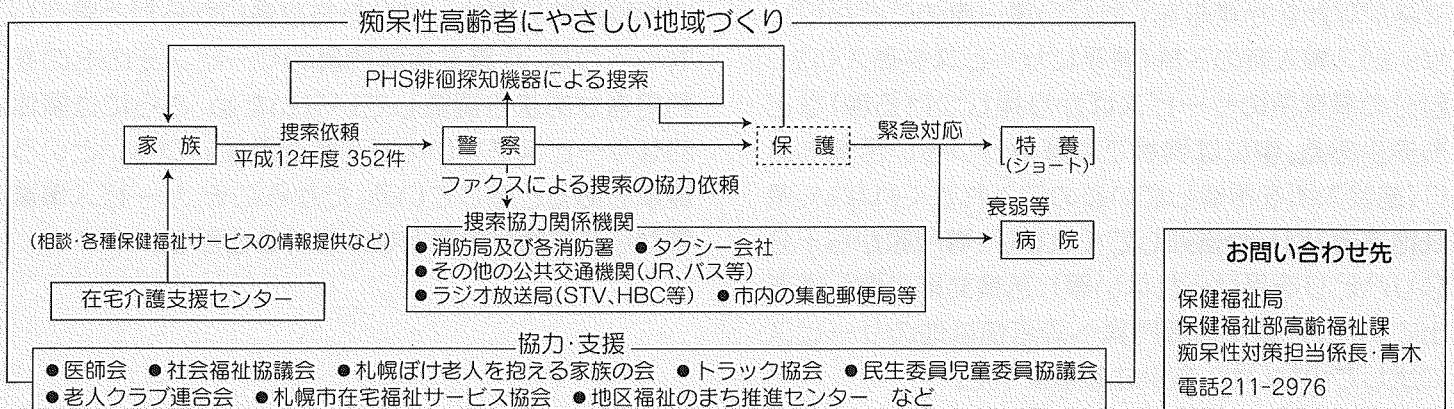
家出人などの場合、通常の検索手続きでは警察署まで出向き、書面による申し出が必要となりますが、同システムでは家族から警察への電話連絡だけで、警察から各協力機

関に検索協力依頼書がファクス送信され、広範な捜索協力体制がとられます。

また、本年11月から本格的に、ファクスによる捜索方法の他に、徘徊痴呆性高齢者の所在位置を住宅地図上で早期に特定把握することのできるPHS徘徊探知機器による捜索方法も併用して、より速やかな発見と保護を図っております。

このPHS徘徊探知機器を自費で購入することが困難な生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の家族には、札幌市が無償貸与(月々の使用料980円等は、家族負担)することとしております。

### 徘徊痴呆性高齢者SOSネットワークの仕組み



## 介護保険サービスの苦情対応 ～介護保険苦情相談連絡会議に出席しての雑感～

厚別ハーティケアセンター 居宅介護支援事業所長 奥田 龍人

### 国保連は苦情対応の基幹

介護保険法では、サービスの苦情窓口として国民健康保険団体連合会(国保連)を指定している。国保連としては、現在、苦情対応の窓口を常設し活動中でもあるが、さらに「介護保険苦情相談連絡会議」を立ち上げて、「介護サービスにかかる苦情・相談対応の手引き」というマニュアル作成を検討したり、苦情の状況調査等を企画しているところである。

この会議は、道と市町村、国保連に道社協の福祉サービス運営適正化委員会、消費者協会、居宅介護支援事業者が構成メンバーで、先日、第一回の会合が開かれた。居宅介護支援事業者の代表として、札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会に依頼があり、私が委嘱されたので、会議で検討されたことを簡単に報告したい(このメンバーの中では私自身が唯一の苦情発生源であるので実に出席しなかった会議であるのだが)。

### 苦情対応の現状

現状としては、苦情の大半は市町村へ入っているという実態がある。また、その内容も制度や保険料、利用料などの苦情がかなりの部分を占めているようだ。もちろんサービス事業者の苦情も相当数あるようで、訪問介護、施設の苦情が多いようである。サービスへの苦情内容は、やはり金銭に絡むことが多いようであるが(ヘルパーが通帳を預かり用途が不明とか、説明もなく施設利用料を請求された等)、サービスの質に絡むことや(ヘルパーが乱暴である、ケアマネがなかなか連絡をくれない等→俺のことか!?)、サービス導入時の了解(勝手にサービスを導入した、自分の事業所のサービスばかり押しつける等)なども多少ある。中には現状では解決しづらい苦情もあり(施設入所を希望しているのに入れてくれない、過疎地で週1回しか送迎してくれない、専門家から十分なリハビリを受けられない等)、苦情対応の難しさも出ていた。介護支援専門員への苦情は他のサービスに比して少ないが、多少はあるようだ。

### 苦情対応の課題

課題として、苦情対応マニュアルの作成とその徹底で、サービス事業者全体の質の底上げを図ること、苦情内容を調査し、問題点の共有化と改善策の検討に資することなどが話し合われた。第2回の会合でマニュアルの形ができていくと思うので、また報告する機会をもちたいと思う。

### 現場で感じること

実際には、市町村に入った苦情は氷山の一角であろうと思う。自事業所や他事業所の苦情を介護支援専門員が受けることも多いが、市町村に報告するというケースはあまりないと感じている。実際に、その事業者を紹介したのは自分である(たいていの場合)という意識もあろうから、むしろ事業者との関係を保ちつつ改善を働きかけていく、場合によっては事業者を替えるとうことで対処していることと思う。しかし、その分介護支援専門員の責任は重い、むしろそのように重いものだと自覚が大切なのであろう。サービス事業者の質を監視するというのも介護支援専門員の努めなのだろうと考える。

もっとも、その逆も必要で、サービス事業者もまっとうな介護支援専門員の質の評価をしつつ、言いたいことはいうべきである。風通しをよくしないと良いケアはできない。

もっとも利用者から介護支援専門員の苦情が少ないのは、一つには介護保険施行以前から何らかの形で相談援助に関わっていた方が多いからだと思うし、もう一つは、介護支援専門員のサービスそのものを利用者があまり認識していないため、さらには具体的なサービスでないので苦情が発生しづらいという要素もあると感じている。だからこそ、サービス事業者からの評価が重要となってくると思う。

区活動実践報告(清田区版)～区民への普及活動～ 清田区支部長 松本 剛一

清田区では、2ヶ月に1回の定例会のうち、年に1回、地域向けに啓蒙活動の一環として講演会等を開催しております。今年度は、そのほかに、「ケアマネきよた」と題した広報誌を年2回、区民に発行予定です。紙面をおかりして、9月8日(土)に開催しました、地域向講演会の前座的寸劇をご紹介します。

参加者は60名程と予想を上回る区民の方に参加していただき、北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園の施設長石川秀也氏に「介護保険とケアマネジャーを検証する」と題した講演会を開催しました。

寸劇 **良いケアマネ・悪いケアマネ**

▼シナリオ構成

**① さあ、介護保険を受けよう！  
区役所に行ってきました。  
(介護保険の簡単な仕組み)**

おじいさんの世話が大変になったおばあさんは、娘にどうしたらよいか相談した。少し知識があった娘は、介護保険でヘルパーなどを利用したらと提案。早速おばあさんは区役所へ相談に行った。

しかし、そこで全ての手続きが済むわけではなく、ケアマネジャーの存在がわかった。

**③ サービスの新規利用や変更をしたい。  
(ケアマネの利用の仕方?)**

良いケアマネとは何でも話せるし、介護する人の気持ちをわかってくれる。ついついおばあさんは、手作りの野菜をあげたいと思う。悪いケアマネは話も聞いてくれないし、徐々に連絡をとらないようになってしまった。そんな中、今までのサービス事業者を変更したい、新たな種類のサービスを利用したいと希望をだす。良いケアマネと悪いケアマネの対応にどのような違いが…？

**② ケアマネジャーと出会う。  
(ケアマネって  
どんな仕事をする人?)**

区役所から一覧表をもらったおばあさんは、何処にしようか娘と相談しながら、ある事業者に依頼したのだった。しかし、そこには、良いケアマネジャーと悪いケアマネジャーがいて、介護の意欲や介護量が随分と違って印象をもった。良いケアマネは、良く話を聞いてくれるし、悪いケアマネは一方的に自分の知識を押し付けし、おばあさんは、やや消化不良気味になっていった。

**④ 月1回(いや、数回)の  
お付き合い。  
(ケアマネの影の仕事ぶり)**

ケアマネは、影でどんな仕事をしているのだろう。良いケアマネからは、時々電話がかかってくるが、サービスの要望や不満等の確認や月に数回訪問して、おじいさんとも会話してくれる。悪いケアマネは月に1回、数字がたくさん書いてある書類だけ持ってくる。おばあさんとおじいさんは、ケアマネの良し悪しを理解するのであった。

役 名

役 名	年齢	会 員 名	配 役 背 景
おじいさん (清田 俊夫)	75才	真栄病院 院長 小笠原俊夫	脳梗塞後遺症。右片麻痺で装具をつけて移動。洗面やトイレはできるが、最近転びやすく手がかかるようになった。温厚でやさしい。
おばあさん (清田小百合)	73才	老人保健施設げんきのでる里 主任SW 丸山小百合	腰が最近悪くなり、おじいさんの介護が大変になってきた。世話好き
娘 (清田みどり)	48才	神愛園清田高齢者居宅介護相談センター ケアマネ 佐藤みどり	離れて住んでいる。大学受験の子供を抱えている。
良いケアマネジャー (北野 篤美)	40才	介護相談センターきよた(清田病院医療福祉係長) ケアマネ 広岡篤美	経験豊富で、よく人の話をききいれ、適切なアドバイスをする。
悪いケアマネジャー (平岡 純)	38才	札幌市清田区社会福祉協議会 主事 大石 純	経験豊富だが、それがあたとなり自分の考えを押し付けようとする。
区役所の職員 (行政 直子)	34才	清田区基幹型在宅介護支援センター 社会福祉士 大野直子	普通の人
通所介護事業者 (里塚 信夫)	25才	デイサービスC緑愛園 在宅支援課長 松橋信夫	おじいさん・おばあさん思いの介護職員さん
認定審査委員 (真栄 祐子)	31才	訪問介護ステーションきよた 所長 阿久津祐子	他ケアマネ会員4名
要介護認定審査委員		講演会出席会員5名	ケアマネ会員
ナレーション	?	札幌緑愛病院地域医療部 保健婦 渡辺由起子	ケアマネ会員で訪問看護婦として従事。 歌って踊れる保健婦で有名。

※配役の苗字は、清田区の地名です。(注)無断使用大歓迎(台詞・台本は別途ございます。)

## 「地域のなか」で

札幌市在宅福祉サービス協会西相談センター所長 新藤 君子  
 西区在宅介護支援センター二十四軒センター長

窓から三角山を真正面に眺められる、居宅介護支援事業所と地域型在宅介護支援センターに赴任してから6カ月がすぎました。

この原稿依頼を受けた時は、利用票配布と給付管理請求事務の時期で、プランを担当していない私が一番時間があり、「内容は問いませんから」との言葉を真に受けて、この半年のすこやか倶楽部の取り組みと感想を書いてみることにしました。

地域型支援センターとして今年から、すこやか倶楽部を単独で開催し始めました。西区在宅介護支援センターだより「晴天」に掲載し、会場周辺には戸別ビラ入れをし、ドキドキしながら当日を迎えました。その日は10名の参加があり、ホッとしました。卒業後道東の町村に保健婦として就職した頃を思い出しました。

当時は「共同保健計画」が実施され、健診の人集めが町村の保健婦の仕事とされていて、自分の担当地区の健診日となると気が気でありませんでした。受診率を上げようと漁協に働きかけると、「雨か、出漁前なら受診する」と言われ、朝の3時から胃癌検診をしたこともありました。しかし今は、「馬を連れてくることは出来ても、水を飲ませることは難しい」と、効果判定を考えての事後指導に専念しているそうです。

地域型支援センターのすこやか倶楽部開催にあたっては、担当者の実態把握訪問時に参加をお勧めしていますが、参加者確保には苦慮していました。そんな時突然、連合町内会の福祉部長さんが事務所を訪ねていらっしゃいました。今年から福祉部長になり、何をすべきか考えていた時に支援センターを知り、その目的が自分の考えていたこれからの町内会づくりに一致していた。「福祉部

長として協力したい」とこられたのでした。そして、すこやか倶楽部への協力を申し出ていただいたのです。さらに「今年は町内会として参加者確保に協力するが、支援センターとして参加者同志のつながりを図り、この町内にすこやか仲間を組織し、閉じこもりの高齢者を防いで、支援センターの役割をしっかりと果たして下さい」とクギをさされました。

まさに地域の中の地域型支援センターの利点であり、参加者確保の見通しがついたことは、大きな安心で本当にありがたく思いました。そして、すこやか倶楽部に参加することで地域でくらす安心と仲間が得られる内容にするためにはと、悩んでいます。そんな時、思い出す場面があります。やはり就職したての時、部落の婦人部で月1回血圧測定と健康教育を担当していました。しかし毎月では成人病予防の話もネタ切れ状態となり、思いつきで体力測定としました。車のスペアタイヤを使い、道路で(車はめったに通りません)タイヤを転がす速度を競ったのです。内心嫌がられる「ではと不安がありました。皆さんは今までは違う生き生きとした表情で走ってくれたのです。申し訳ない事をしていたと気付かされました。

教科書の知識の切り売りしか出来ない新米の保健婦が育つのを見守ってくれたのだと、その笑顔を見たときに解ったのです。

すこやか倶楽部の内容はまだまだ未熟ですが、地域の中で地域の方々の協力をいただいて支援センターとして育ってゆける、育っていこうと考えています。

課題はたくさんありますが、6カ月間のすこやか倶楽部を振り返り書かせていただきました。

# トピックス コーナー

## 1. 低い北海道での在宅サービスの利用

北海道での2000年度介護保険給付支給額での在宅サービスに対する給付実績は、当初見込み(565億円)の68%、387億円で、要介護認定者数12万人、施設サービスに対する給付額1,396億円とそれぞれ見込みの90%台後半となっており、在宅サービスの利用実績の低さが顕著。

## 2. 差別禁止法制定の訴え

第6回障害者インターナショナル(DPI)世界会議札幌大会のプレ大会が札幌で開催され、全国の障害者団体の代表者が差別禁止法の早期制定を求めた。

## 3. 寝たきり高齢者に訪問美容サービスが開始される。

札幌市は、今年11月から女性向けに美容師がカット、ブロー、シャンプーを行う訪問美容サービスを開始。対象は原則65歳以上で登録制、年4回以内で自己負担は1回につき470円で、申込み等は区保健福祉サービス課。

## 4. 増加傾向の保険料減免自治体

道内の保険料減免市町村は、2000年10月で13、2001年1月に17、4月に41、10月1日現在では予定も含め58市町村となっており、全市町村の25%を越えた。

## 5. 始まった介護報酬の改定審議

厚生労働省は2003年4月の介護報酬改定に向けた社会保障審議会・介護給付費分科会の第1回会議を開催、来年の2002年7月に介護報酬骨格を設定し、2003年1月に介護報酬新単価の諮問・答申をして改定に臨むとのこと。

## 6. 札幌市で難病患者等居宅生活支援事業が開始

札幌市では従来の高齢・身体障害者福祉制度の対象とならない難病患者等(国指定の118特定疾患及び慢性関節リウマチの患者)に対し、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を10月1日から開始された。

## 7. 増加する社会福祉施設と従事者 (2000年社会福祉施設調査 厚生労働省)

2000年10月1日現在での全国における社会福祉施設の総数は前年比7,019施設(10.2%)増の75,875施設で、特に高齢者施設は28,643カ所となり、施設総数に占める割合は37.7%と急増した。また、従事者数は前年比125,083人(13.4%)増加し、1,061,141人とはじめて100万人を突破。10年間で443,282人(71.7%)の増加となっている。

## 第5回福祉用具学習会

第5回、福祉用具学習会を開催いたします。テーマは、排泄と自助具。福祉用具学習会は今回が最終回になりますので、振るってご参加ください。

日時：平成14年1月18日(金) 18時30分～20時30分  
会場：札幌市社会福祉総合センター視聴覚室<4階>  
(札幌市中央区大通西19丁目)

※会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

参加対象：本会の会員

定員：50名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

参加費：無料

テーマ：「排泄と自助具」

講師：株式会社特殊衣料取締役統括部長 藤本 欣也氏

申込方法：12月28日(金)までに別添の申込用紙を送付して下さい。(FAX可)

申込・問い合わせ先：札幌市基幹型在宅介護支援センター

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部内

☎612-6110 FAX 613-5486

## 札幌市介護保険・福祉サービス 事業所ガイドブック(在宅編) 平成13年度版について



札幌市は、市民がサービス事業所を選択する際に役立てていただくために、平成13年度版「札幌市介護保険・福祉サービス事業所ガイドマップ(在宅版)」を10月に作成しました。

「ガイドブック」は、介護保険サービス(平成13年7月を調査基準日)の他に介護保険外の訪問介護サービス、出張理美容、配食サービス、ミニデイサービス、移送サービス等の在宅福祉サービス活動団体を掲載しております。

介護支援専門員の方々には、居宅介護支援事業所に送付しております「ガイドブック」を活用されることをお勧めいたします。

ご存知でしたか!  
保険外サービス情報も  
掲載されています。

# 掲示板コーナー

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## 中央区支部定例会

日時▶12月17日(月)18時30分～(※)  
会場▶札幌市社会福祉総合センター  
テーマ▶医師との連携について  
講師▶慈啓会病院医長 垣内 英樹氏  
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター  
☎281-6113

## 北区支部定例会

日時▶①12月19日(水)18時30分～(※)  
②1月16日(水)18時30分～(※)  
会場▶北区民センター  
テーマ▶①・②とも研修会  
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター  
☎757-6113

## 東区支部定例会

日時▶1月16日(水)18時30分～(※)  
会場▶東区民センター  
テーマ▶介護保険制度の動向  
講師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳氏  
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター  
☎741-6401

## 白石区支部定例会

日時▶2月の予定 18時30分～  
会場▶白石区民センター  
テーマ▶未定  
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター  
☎861-6116

## 厚別区支部定例会

日時▶①12月11日(火)18時～  
②1月15日(火)18時～  
会場▶厚別区民センター  
テーマ▶①事例検討  
②未定  
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター  
☎895-6101

## 豊平区支部定例会

日時▶①12月18日(火)18時30分～(※)  
②1月15日(火)18時30分～(※)  
会場▶豊平区民センター  
テーマ▶①介護支援専門員に期待すること  
②福祉用具体験説明会  
講師▶①北星学園大学社会福祉学部教授 米本 秀仁氏  
②パラマウントベッド株式会社 小林 哲也氏  
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター  
☎815-6108

## 清田区支部定例会

日時▶1月16日(水)18時30分～  
会場▶清田総合庁舎大会議室  
テーマ▶未定  
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター  
☎885-6109

## 南区支部定例会

日時▶2月13日(水)18時30分～(※)  
会場▶南区民センター  
テーマ▶事例検討と学習会  
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター  
☎582-6104

## 西区支部定例会

日時▶1月22日(火)18時30分～(※)  
会場▶西区民センター  
テーマ▶区民公開シンポジウム「介護保険と地域福祉」  
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター  
☎614-6105

## 手稲区支部定例会

日時▶12月12日(水)18時30分～(※)  
会場▶手稲区民センター  
テーマ▶実地指導の状況  
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター  
☎695-6113

## 編集後記

☆“ジングルベル、ジングルベル鈴が鳴る♪今日は楽しいクリスマス♪”まであとわずか。今年とはどんなクリスマスを過ごそうとお考えですか？プレゼントは？たまには息抜きも必要ですよ。☆みなさんにご協力頂いた調査の分析真っ最中。なかにはモラルを問われそうな回答も。改めて「介護支援専門員とは」を考えさせられました。調査結果をお楽しみに。  
☆今年も残すところあと1ヶ月。1年ってあっという間ですね。時間がたつのは本当に早いと実感する今日この頃です。みなさんにとって、来年も(こそ)良い年でありますように。  
☆来年は、いろんな研修会が目白押しです。みなさんにも情報をお知らせしますので、参加してくださいね。年末年始ゆっくり休んで頑張りつつと。  
(志朗)